

# 走行の順序について

1. 往路走行→周遊走行→復路走行の順でご走行ください。

## ①往路走行（1回のみ）

発着エリア内の対象 I C から  
周遊エリア内の対象 I C までのご走行

## ②周遊走行

周遊エリア内の対象 I C が  
ご利用期間中乗り降り自由

## ③復路走行（1回のみ）

周遊エリア内の対象 I C から  
発着エリア内の対象 I C までのご走行



# ご走行日時の判定について

## 2. 各走行の走行日時の判定は、**出口 I C** の料金所を通過した時間で行います。

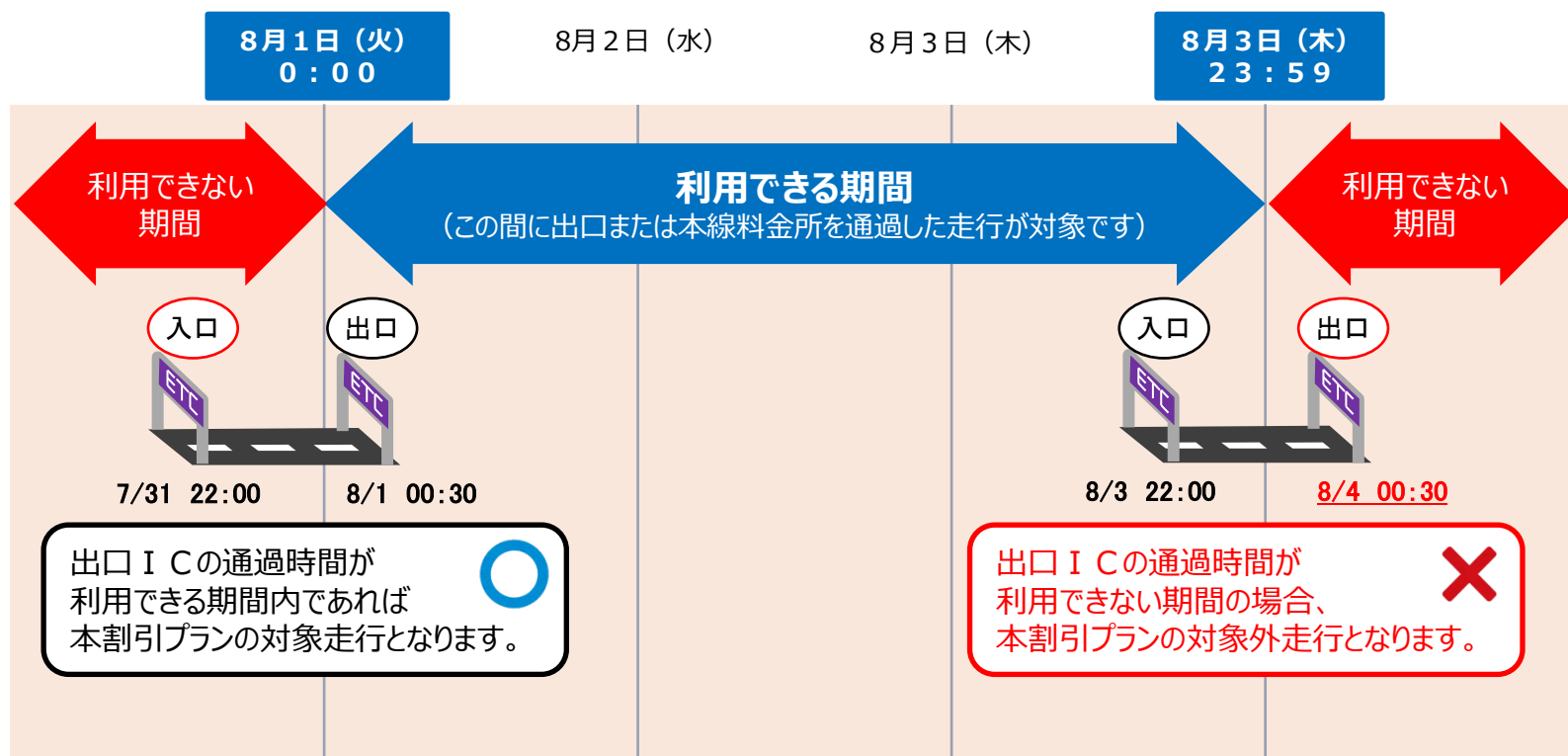
※本線料金所を通行する場合、本線料金所の通過時間で判定いたします。

中国道から出雲・松江方面へは「三次東料金所」、山陽道から出雲・松江方面へは「尾道本線料金所」、

中国道から鳥取方面へは「佐用本線料金所」の通過時刻で判定いたします。

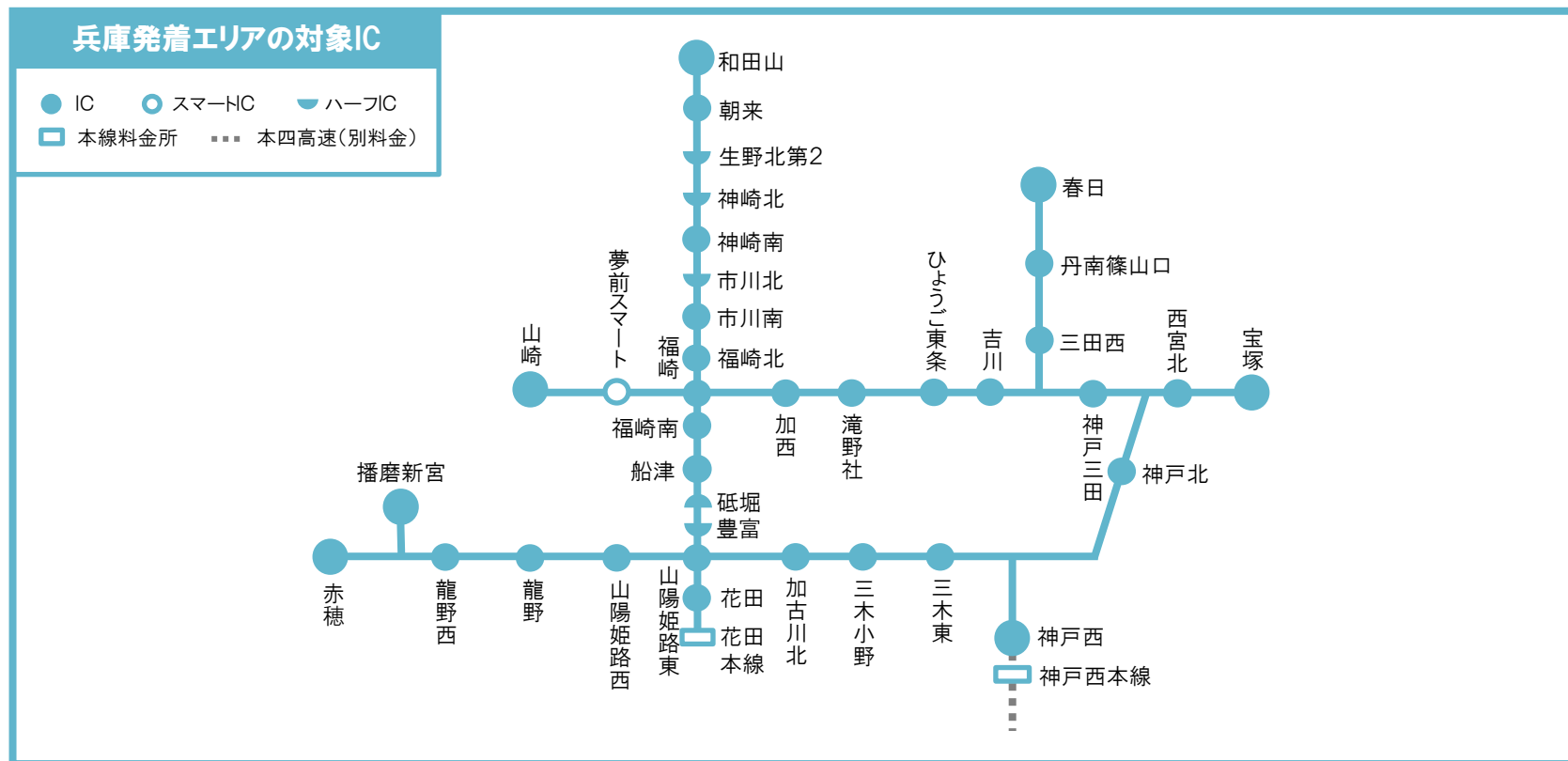
復路で神戸淡路鳴門道へ走行される場合は、神戸西で本線料金所を通過しないため、出口料金所の通過時刻で判定いたします。

### ・8月1日（火）をご利用開始日として全日3日間プランを利用する場合



# 走行方法について その1

往路走行は、兵庫発着エリアの対象 I C からご出発ください。



※神戸淡路鳴門道の各 I C からご利用の場合は、神戸西本線料金所を經由して山陽道へ走行ください。  
(本四高速道路の通行料金が精算され、入口が神戸西本線となります。)

※**発着エリアの対象 I C 以外からご利用の場合は、乗り直が必要です。**

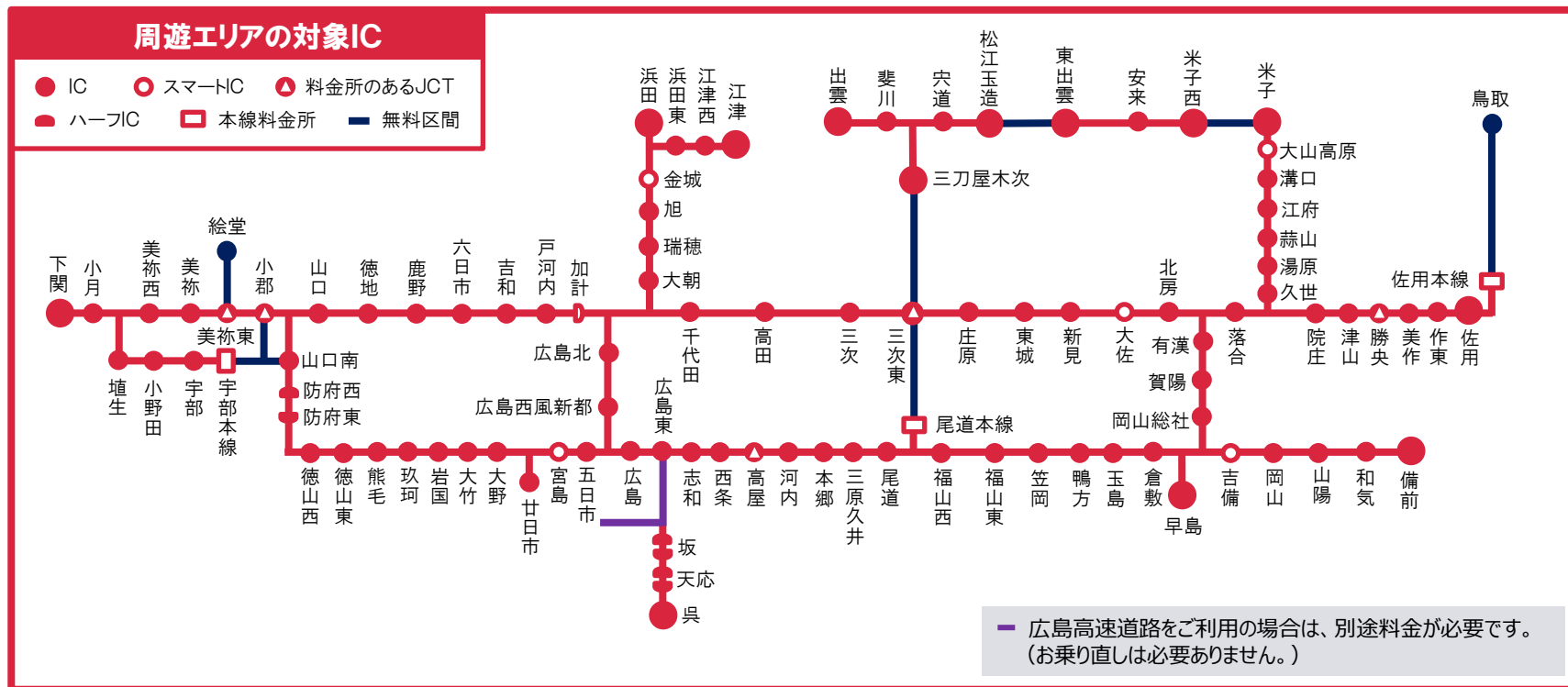
※入口 E T C レーンが閉鎖されている時は通行券を取っていただき、出口料金所で登録の E T C カードで精算をお願いいたします。

# 走行方法について その2

往路走行は、周遊エリアの対象 I Cでお降りください。

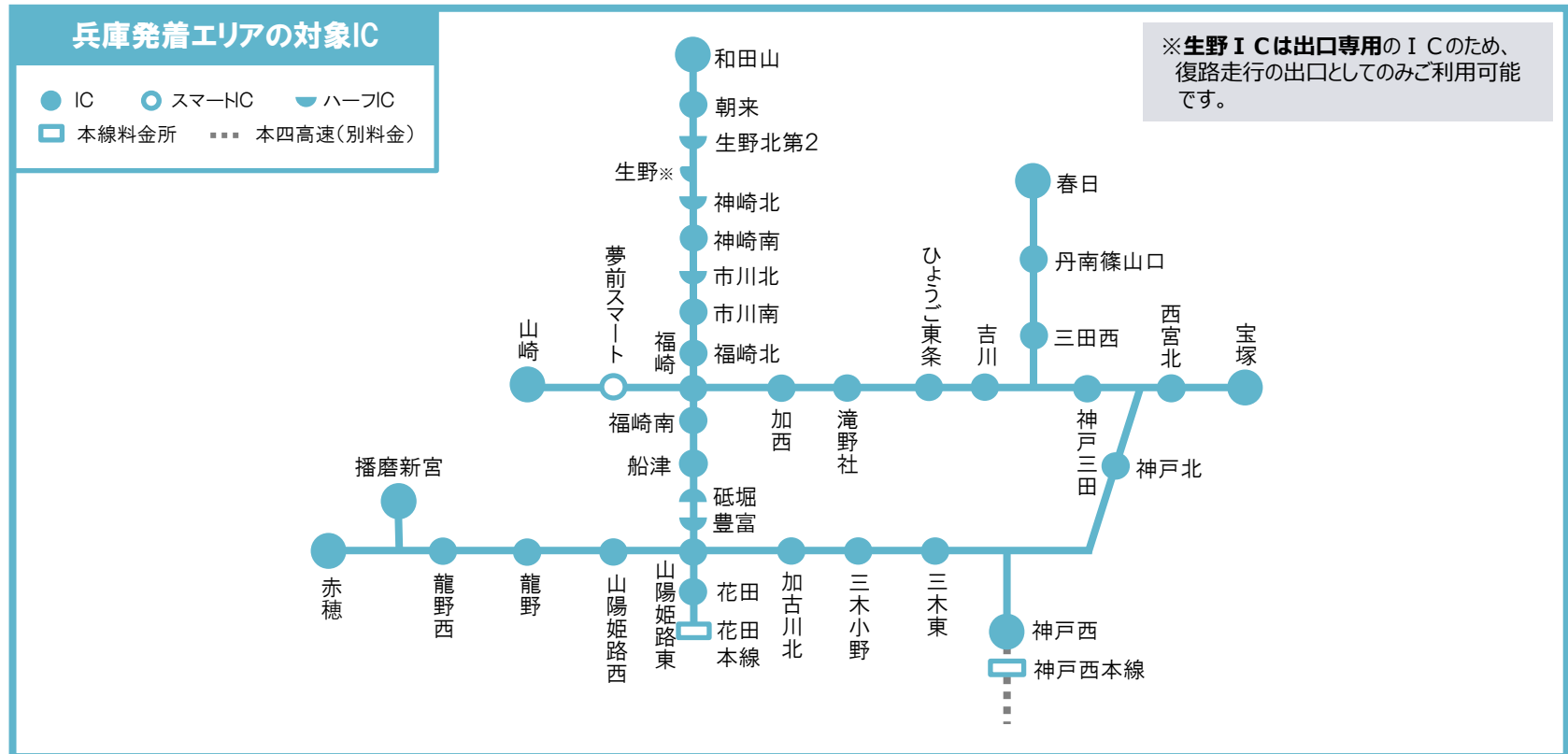


周遊走行は、周遊エリアの対象 I Cが乗り降り自由となります。



復路走行は、周遊エリアの対象 I Cからご出発ください。

復路走行は、兵庫発着エリアの対象 I Cでお降りください。



※神戸淡路鳴門道の各 I C で流出される場合は、神戸西で乗り直しの必要はございません。  
(神戸西本線料金所までの走行が復路走行の対象となります。本四高速道路の料金は別途必要です。)

# お問い合わせの多い内容について

## Q. 周遊走行・復路走行がない場合でも本割引プランを使えますか？

A. ご利用いただけます。

本割引プランは、往路走行の完了をもって割引適用を判断いたします。

### ■本割引プランの料金が適用となる走行例

| 各走行   | 各走行の有無 |   |   |   |
|-------|--------|---|---|---|
| ①往路走行 | ○      | ○ | ○ | ○ |
| ②周遊走行 | ○      | — | ○ | — |
| ③復路走行 | ○      | ○ | — | — |

往路走行が完了していれば、  
周遊走行・復路走行がない場合でも  
本割引プランの料金が適用となります。

## Q. 1日のみ、または2日間でも利用できますか？

A. 本割引プランは1日のみ、2日間でもご利用いただけます。

### ■全日3日間プランのご利用可能日数

| 1日のみ | 2日間 | 3日間 |
|------|-----|-----|
| ○    | ○   | ○   |

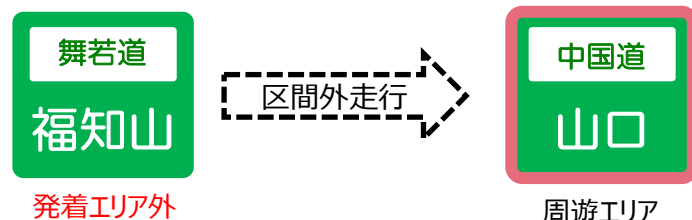
### ■休日2日間プランのご利用可能日数

| 1日のみ | 2日間 |
|------|-----|
| ○    | ○   |

# 発着エリア外の I C からのご利用方法（往路走行・復路走行）

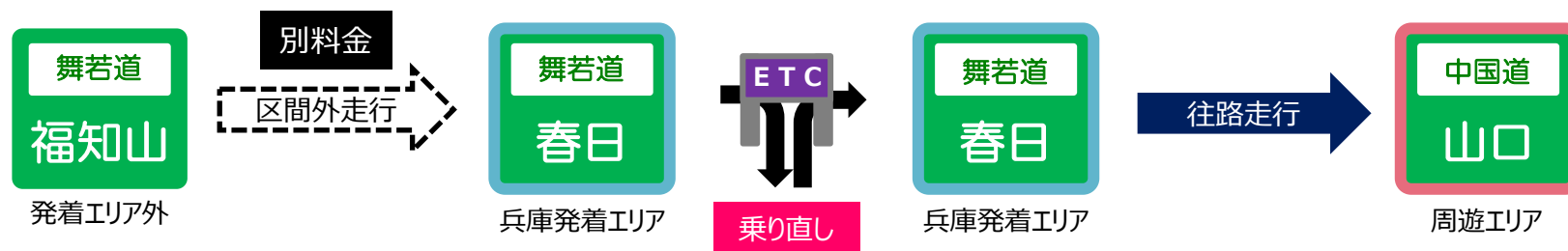
・福知山 I C から山口 I C までご利用の場合

本割引プランの適用にならない走行



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。  
上図の場合、福知山 I C は発着エリア内の対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず本割引プランの適用となりません。

本割引プランの適用になる走行



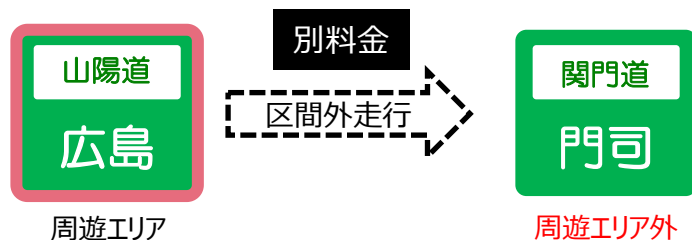
上図の場合、兵庫発着エリア内の春日 I C で一旦乗り直して、周遊エリア内の山口 I C まで走行しているため往路走行が成立し、本割引プランが適用となります。（福知山 I C ～春日 I C の通行料金は別途必要となります。）

※復路走行は「周遊エリア内の I C で高速道路に乗り、発着エリア内の I C で降りる」ことが条件です。  
発着エリア外の I C へご走行の場合は、必ず発着エリア内の I C で乗り直しをお願いいたします。

# 周遊エリア外の I C までのご利用方法（周遊走行）

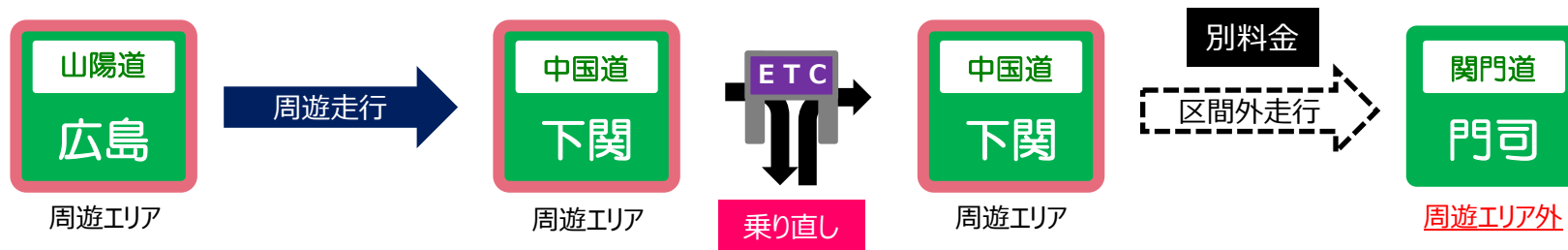
・広島 I C から門司 I C までご利用の場合

本割引プランの適用にならない走行



周遊走行は、「周遊エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で高速道路を降りる」ことが条件です。  
上図の場合、門司 I C は周遊エリア内の対象 I C ではありませんので、広島 I C ～門司 I C の全区間の通行料金が必要です。

本割引プランの適用になる走行



上図の場合、周遊エリア内の下関 I C で一旦乗り直して、周遊エリア外の門司 I C まで走行しているため、下関 I C ～門司 I C の通行料金を別途お支払いいただくことでご利用いただけます。

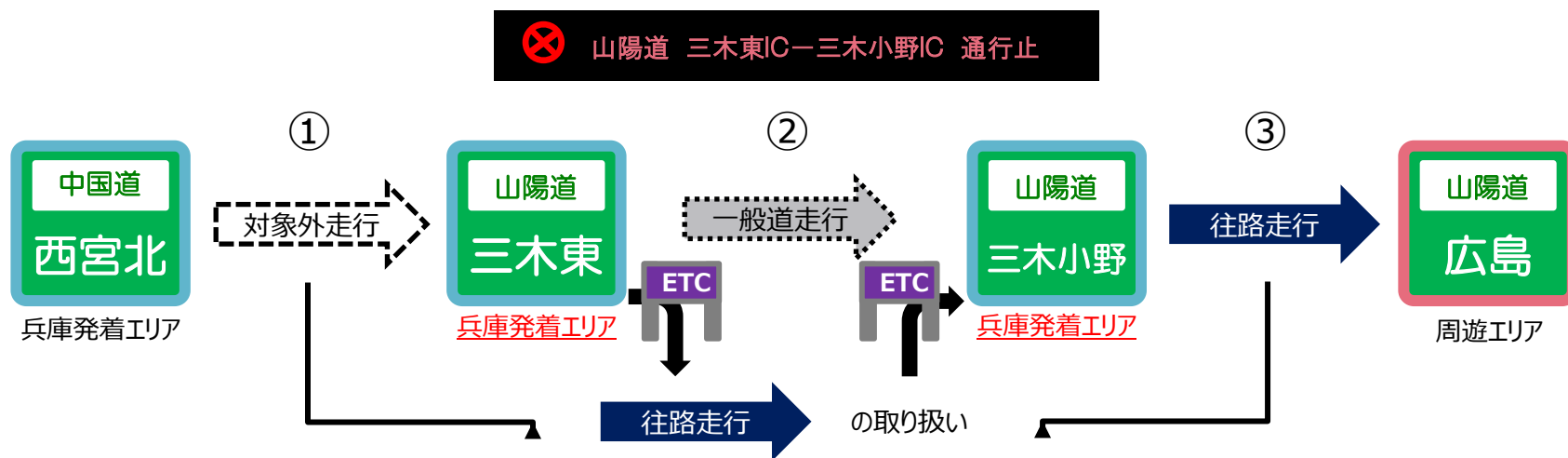


# 通行止め時のご利用方法

往路・復路・周遊の各走行の際に、通行止めに伴い一旦高速道路を流出された場合、通行止め区間を一般道で迂回いただき、再び高速道路に流入していただくことにより、本割引プランの料金で請求させていただきます。

(迂回時にN E X C O西日本管理以外の道路をご利用の場合、別途その走行にかかる通行料金のお支払いが必要となります。)

- ・(例) 西宮北 I C から広島 I C までの往路走行の途中に、通行止めにより三木東 I C で流出した場合



①西宮北 I C からご走行いただき、通行止め開始区間の手前となる三木東 I C で高速道路を降りてください。

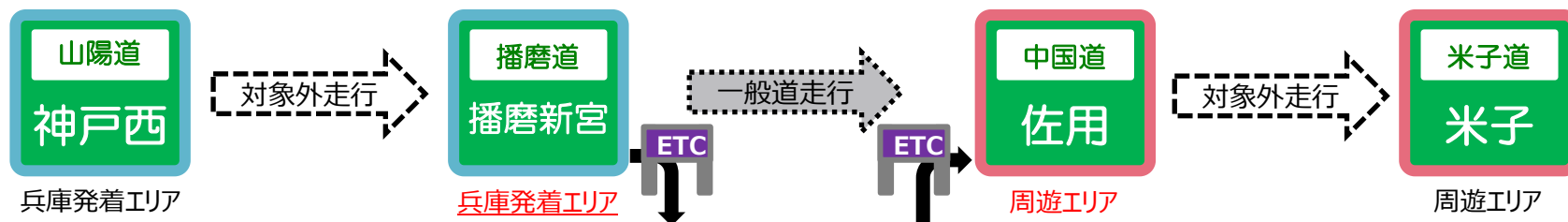
②一般道で通行止め区間を迂回してください。

③三木小野 I C で高速道路を乗り直し、広島 I C までご走行ください。

⇒西宮北 I C ～広島 I C の直通走行とみなして、往路走行の取り扱いとなり、本割引プランの対象となります。

# 本割引プランの対象外となる走行例（往路走行）

## ①途中、発着エリア内の I C で流出し、周遊エリア内の I C から乗り直した場合

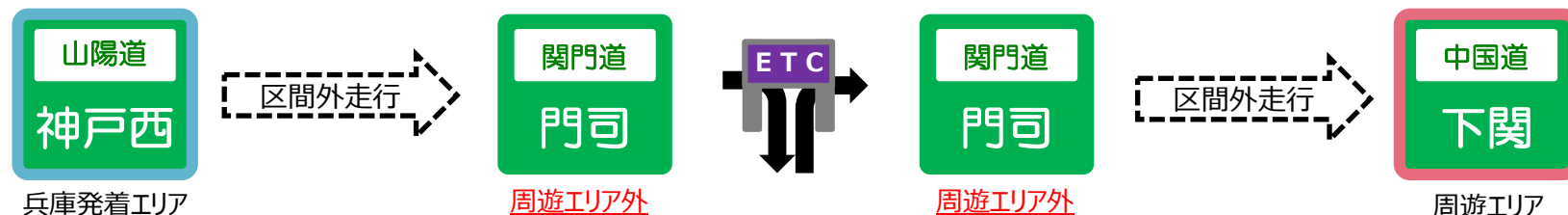


往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。

上図の場合、発着エリア内の播磨新宮 I C で一旦、高速道路を降りて佐用 I C から再度乗り直しているため、往路走行が成立せず、本割引プランが適用されません。

※通行止めなどの場合で、当社の指示により一旦、高速道路を降りる場合を除きます。

## ②周遊エリア外の I C で流出した場合



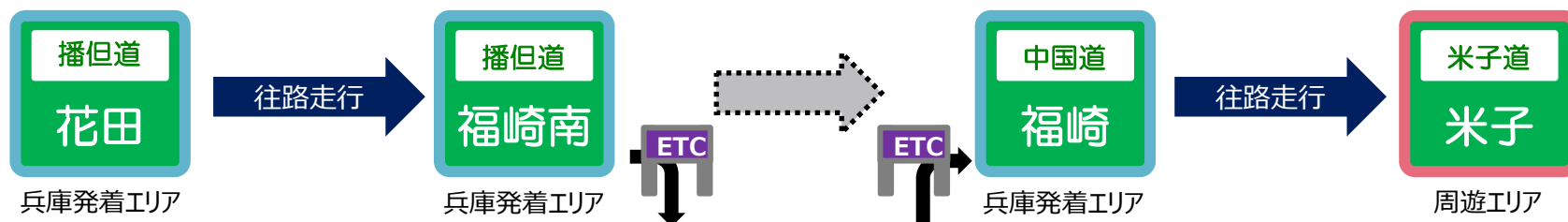
往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。

上図の場合、門司 I C は周遊エリアの対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず本割引プランが適用されません。

※通行止めなどの場合で、当社の指示により一旦、高速道路を降りる場合を除きます。

# 播但道を走行される場合の注意事項（往路・復路走行）

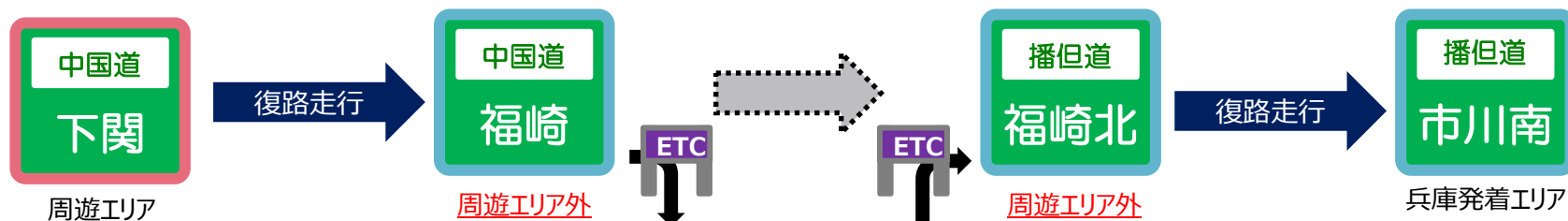
## ①播但道の各 I C から流入し、福崎 I C から中国道へ走行される場合（往路走行）



往路走行で播但道の各 I C から流入し中国道へ走行される場合は、「福崎南 I C または福崎北 I C」の料金所を通過し、「福崎 I C」から再度流入し中国道へ走行いただければ、播但道の流入 I C からの走行に本割引プランが適用されます。

※上図の場合、花田⇒米子の走行が往路走行とみなされ、本割引プランの適用対象となります。

## ②周遊エリアの I C から流入し、播但道の各 I C で流出する走行（復路走行）



復路走行で中国道から播但道の各 I C へ走行される場合は、「福崎 I C」の料金所を通過し、「福崎南 I C または福崎北 I C」から再度流入し播但道へ走行いただければ、播但道の流出 I C までの走行に本割引プランが適用されます。

※上図の場合、下関⇒市川南の走行が復路走行とみなされ、本割引プランの適用対象となります。

## ③播但道から山陽道へ走行される場合、山陽道から播但道へ走行される場合（山陽姫路東 I C 経由の走行）

往路走行で播但道から山陽道へ走行または復路走行で山陽道から播但道へ走行される場合は、山陽姫路東 I C の料金所ゲートを通りませんので、そのまま直通で走行いただけます。